

福岡市認可外保育施設児童支援事業 （「保育従事者等研修事業」）のご案内

令和5年3月作成

1 保育従事者等研修事業の概要

認可外保育施設に入所している児童の健全育成のため、保育や調理に従事している職員に市が指定する研修を行い、職員が研修に参加した場合に、その職員の代替雇用費等研修参加にかかる費用の一部を助成します。

2 事業の対象施設

「保育従事者等研修事業」対象施設は、市に届出等を行っている全ての認可外保育施設です。

3 助成の対象者

認可外保育施設で、保育業務又は調理業務等に従事している職員です。

4 補助対象経費及び補助額

市が指定する対象研修（年8回実施）に参加した場合1人当たり6,000円を助成します。（研修は8回実施しますが、企業主導型保育所の場合、児童育成協会からの運営費のなかに2回分の研修費用が含まれているため、市からの補助は最大6回分となります。なお申請された参加回数以内での補助となります。）

ただし、補助対象職員は1施設当たり1回の研修につき1名とします。

※ 対象研修（年8回実施）の詳しいご案内は、それぞれの研修前に送付します。研修の年間計画は、別紙をごらんください。

5 申請期間と申請書の提出

（1）申請期間及び補助対象期間

申請期間：4月30日まで

（2）申請書類

①保育従事者等研修事業補助金交付申請書（様式第8号—1、第8号—2）

②認可外保育施設の規約等のコピー

③交付申請者名義の銀行口座通帳のコピー（銀行名、支店名、口座番号、名義人が分かる部分のコピー）

④法人の場合・・・役員名簿（様式12号）または、これにかわる役員名簿を申請期間内に保育支援課へ提出して下さい。

※「児童健康管理支援事業」「職員健康管理支援事業」の申請で②③④を提出済みの施設は、再提出の必要はありません。

※③については、昨年度の申請施設で、変更がない場合は、提出の必要はありません。口座を変更される施設、新しく申請される施設のみご提出ください。

※添付書類等は、A4サイズでお願いします。

6 補助金交付の決定

補助金を交付することを決定した時は、決定通知書（＝様式第9号）でお知らせします。

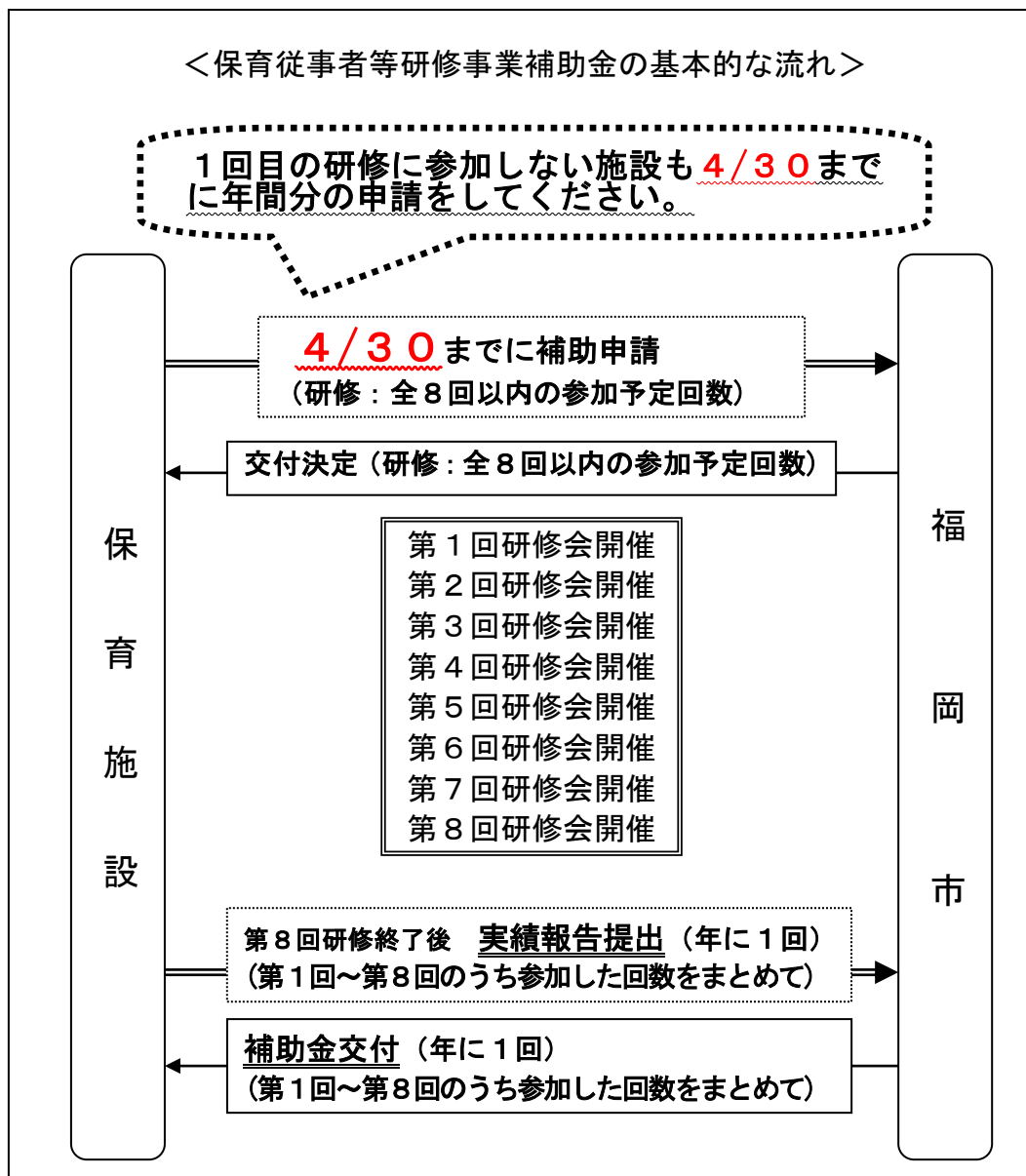
7 報告書の提出（※添付書類等は、A4サイズでお願いします。）

交付申請をした施設は、事業実施報告書及び実績報告書（＝様式第10号）を事業実施年度に開催される全ての補助対象研修が完了した日から30日を経過した日までに提出して下さい。

※実績報告書の提出は、全ての補助対象研修が完了した後1回のみの提出となります。

8 補助金の交付 ※交付申請者名義の銀行口座へ振り込みます。

実績報告書に基づく確定通知後、補助金交付となります。



※申請は4月30日までですが、2回目以降に関しては各研修会の14日前までの申請を受け付けます。また、市役所は土日・祝日閉庁しておりますが、提出期限については毎年4月30日までと規定に定められております

(問い合わせ先)
保育所事務センター
TEL 791-6050

(提出先)
〒810-8620
福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市こども未来局子育て支援部保育支援課
認可外保育施設係
TEL 711-4596
メールアドレス hoikushien.CB@city.fukuoka.lg.jp

※令和5年6月より、問い合わせ先は下記に変更になります。

「幼児教育・保育事務センター」

TEL 707-3320